

# 行田市 高齢者いきいき安心元気プラン

第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(素案)

【概要版】

市民意見募集(パブリックコメント)版

令和6年  
行田市

## 1 計画の趣旨等

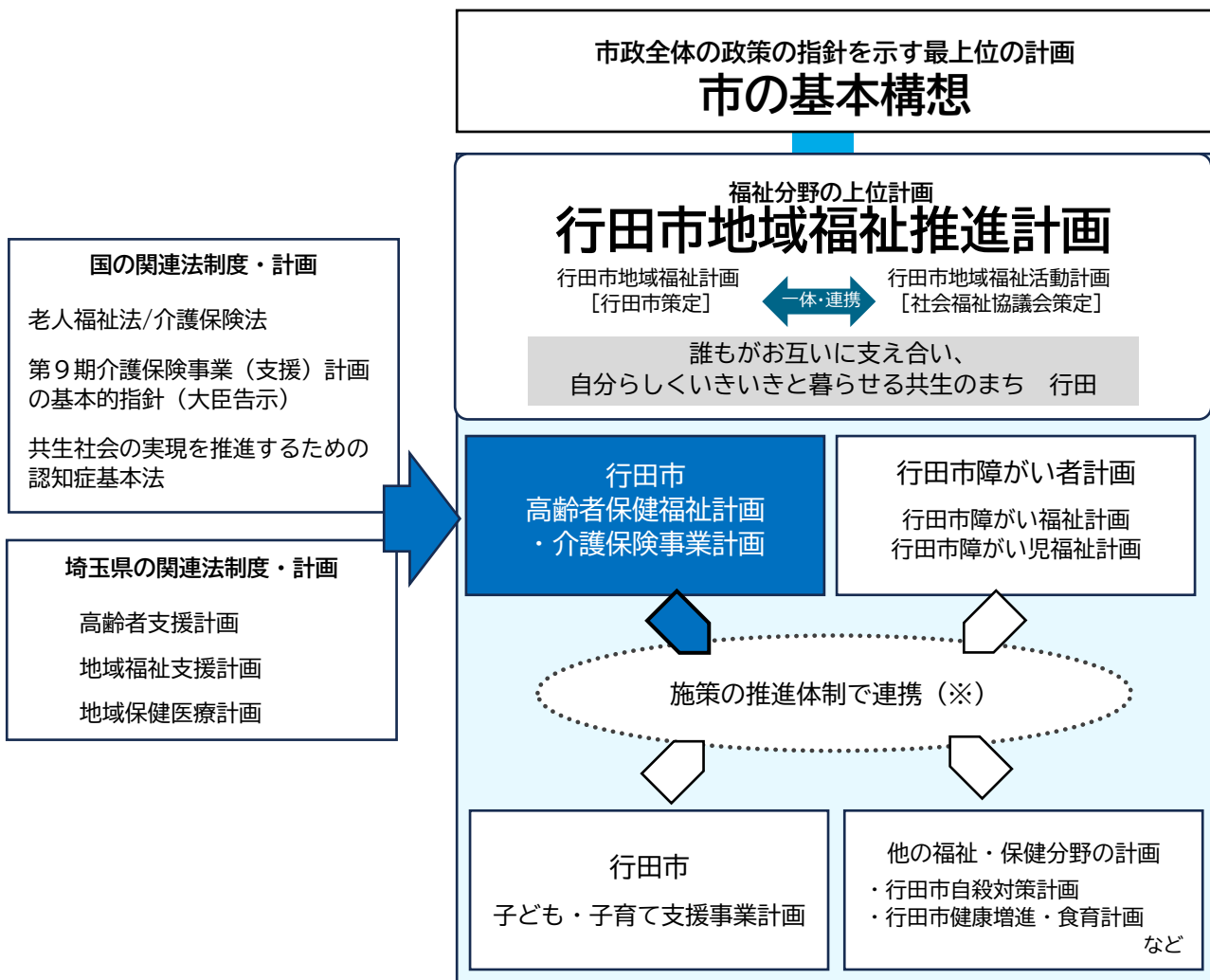
超高齢化が進み、介護サービスを必要とする高齢者が増える一方で、「消滅可能性都市」※と指摘されてきたように、介護の担い手となりうる生産年齢人口が急減することが予想され、今後、必要な介護サービスの提供が困難となるおそれがあります。

この計画では、高齢者福祉に係る様々な取組を展開することで、誰もがいきいきと暮らし共に支え合うまちづくりを目指していくものです。

※2014年5月発表「消滅可能性都市」(日本創成会議)

## 2 計画の位置付け

本計画は、本市の中でも「高齢者福祉」に特化した「個別計画」です。福祉全体を対象とする「地域福祉推進計画」や、他の福祉分野に特化した計画等とも連携を図っていく必要があります。また、国の基本指針や大綱、県の策定する計画等とも連携を図っていく必要があります。



※ 保健福祉分野別の計画は、地域共生社会の実現という共通理念のもとに策定されています。地域共生社会の実現に当たっては、地域課題を「我が事」、「丸ごと」受け止め取り組む必要があるため、「縦割り」の壁を低くし、円滑な連携体制を整備する必要があります。

## 3 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間として、令和5(2023)年度中に策定したものです。サービス内容や、給付、保険料の水準なども見据えたうえで中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

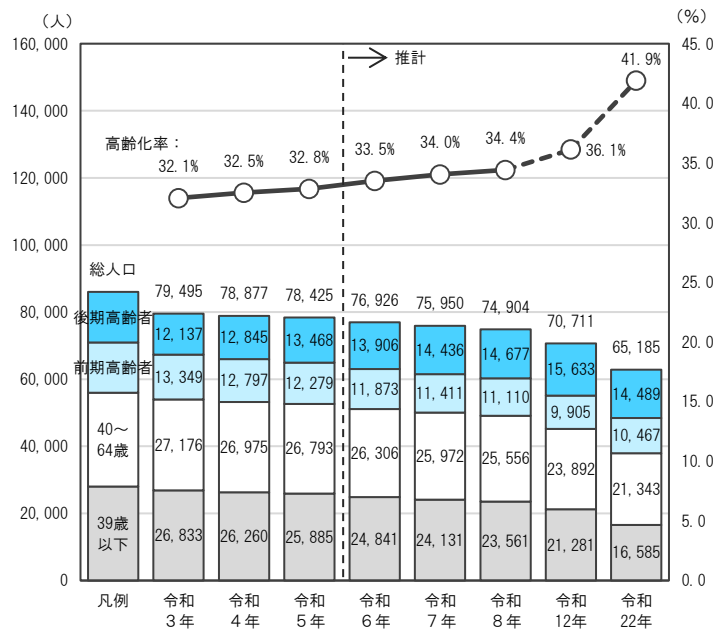
## 4 高齢者の現状と将来推計

### ① 高齢者人口の推移・推計

本市の令和5（2023）年10月1日現在の総人口は78,425人で、65歳以上の人口が25,747人、高齢化率は32.8%となっており、高齢者人口の増加が続いています。また、前期高齢者と後期高齢者の割合は、令和4（2022）年度以降、後期高齢者の割合が高くなっています。

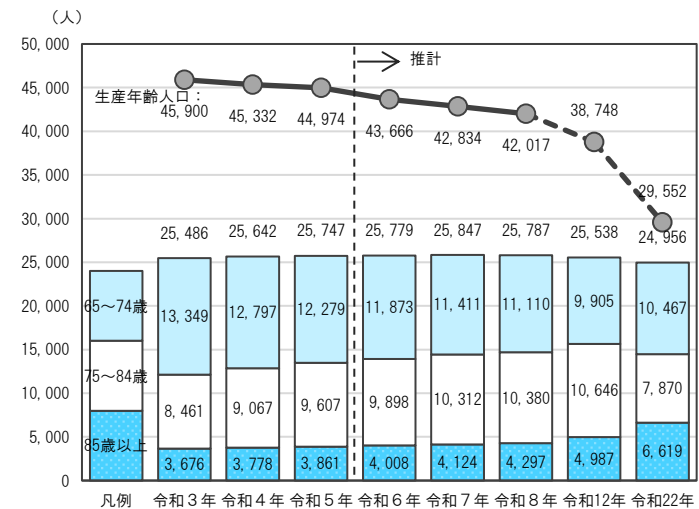
本市では総人口が今後も減少していく中、65歳以上の高齢者人口は令和7（2025）年に25,847人とピークを迎えたのち、令和22（2040）年には24,956人まで減少すると推計されています。

しかし、他の年代の人口の減少は高齢者人口の減少よりも大きくなっているため、高齢化率は令和22（2040）年まで上昇し続けると推計されています。



### ② 生産年齢人口の推移・推計

近年、減少傾向が続く生産年齢人口（15～64歳）は、令和22（2040）年に向けて急減していくことが見込まれ、令和5（2023）年と比べると約3分の2まで減少することが想定されます。



### ③ 要介護・要支援認定者数の推移・推計

後期高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者数は増加し続けると見込まれます。

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援1	395	414	430	420	431	442	488	501
要支援2	463	493	531	498	511	525	579	630
要介護1	794	814	817	813	834	858	957	1,048
要介護2	595	633	599	636	653	668	739	842
要介護3	588	577	581	581	596	612	678	786
要介護4	572	560	593	555	568	583	646	767
要介護5	355	337	342	334	342	350	389	449
合計	3,762	3,828	3,893	3,837	3,935	4,038	4,476	5,023

### ④ 認知症患者数の推移・推計

高齢化の進展とともに、認定者患者数も増加し、令和5年には5,046人、令和22年には6,338人になると予測されます。

年齢	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
65~84歳	3,193	3,308	3,448	3,522	3,617	3,668	3,860	3,598
85歳以上	1,522	1,564	1,598	1,659	1,707	1,778	2,064	2,740
合計	4,715	4,872	5,046	5,181	5,324	5,446	5,924	6,338

## 5 計画の体系と施策

### (1) 基本理念

いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる

### (2) 基本目標

**基本目標1** 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービス提供や支援を行う体制を確保する。

本市では要介護・要支援認定者数の増加に伴い、必要な介護サービス量の増加が見込まれています。介護が必要となったときも高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、介護保険法の理念に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供していくとともに、居宅サービスや地域密着型サービスを充実していく必要があります。

また、高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域において「我が事」として捉え対応できる地域づくりや、高齢者の在宅生活を支援するためのサービスの充実が必要です。

こうした必要な支援を必要ときに受けられるようにするためには、介護を担う人材や地域の担い手を確保し、相談機能の強化や医療や介護資源の有機的連携、さまざまな担い手による日常生活を支援する体制整備、認知症ケア体制の充実なども重要となります。

**基本目標2** 健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護を必要とする人を抑制する。

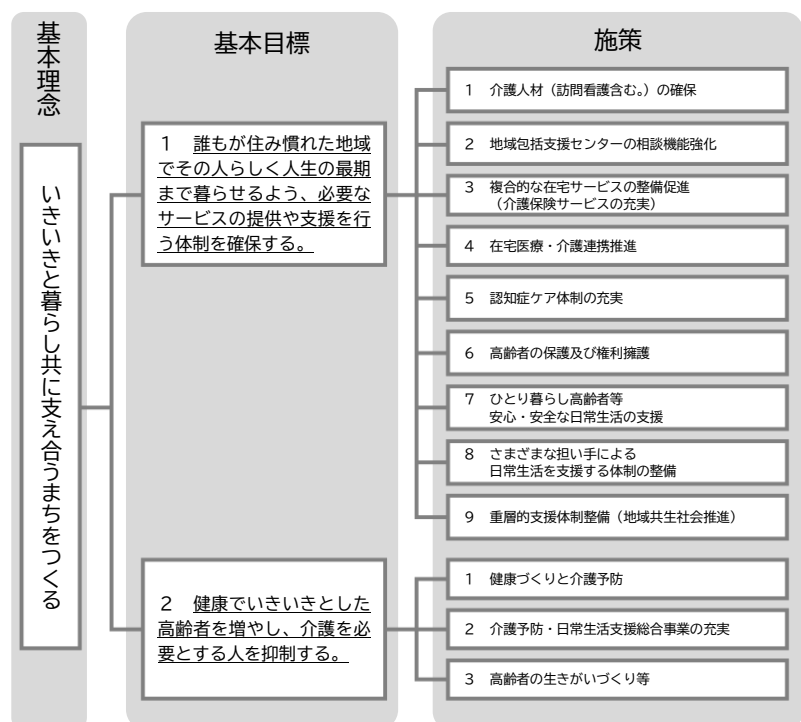
医療や介護を必要とする高齢者が増加することが予想される中、健康でいきいきと活躍し続けることは、高齢者が、住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らし続けていくためにも重要です。

そのため、高齢者自身の健康づくりへの取組に加え、それを支える健康教育や各種検診の充実を図る必要があります。地域での活動に気軽に参加したり、地域で社会的役割をもって活動することにより、生きがいを感じながら暮らせる環境整備も必要です。

### (3) 計画の体系と施策

本計画は、高齢者の保健福祉に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」により構成されています。

「いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる」という基本理念の下、「誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービス提供や支援を行う体制を確保する。」及び「健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護を必要とする人を抑制する。」を基本目標として、以下のとおり重点事業及び各種施策を展開していきます。



## 6 重点目標と重点事業、各施策における主な取組方針

(1) 基本目標1 誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービス提供や支援を行う体制を確保する。

### ■重点目標

令和4年度のアンケートで、介護職員に不足があると回答した市内介護事業所数の割合（51%）を、令和8年度までに41%以下にする。

### ■重点事業

#### 目標：介護（看護）離職防止及び生産性の向上への取組支援

具体的な目標：介護ロボットやICT機器の導入に関する情報提供を年1回行う

#### 目標：外国人介護人材採用の支援

具体的な目標：採用方法、受入れの環境整備、外国人介護職員の声を聞く場を年1回開催する

#### 目標：元気な高齢者等多様な人材の活用

具体的な目標：ボランティアの活用を希望している介護（看護）事業所に対して、シルバー人材センターや社会福祉協議会のボランティア事業を紹介する説明会を年1回開催する

#### 目標：就職支援、求職者（学生含む。）と介護（看護）事業所とのマッチング

具体的な目標：介護・看護分野の就職又は進学につなげるため、介護に関する研修を市内外の高校生向けに年1回開催する

具体的な目標：小学生向けに高齢者への理解を深める事業を年1回、中学生向けに介護の仕事に関する魅力発信及び職場体験会を年2回実施する

#### 目標：認知症ケア体制を充実する

具体的な目標：認知症カフェを12か所にする

令和5年度 9か所（うち、1か所は令和5年度中に増設予定）

⇒ 令和8年度 12か所

具体的な目標：すべての認知症カフェ、あんしん声かけ体験（徘徊模擬訓練）に認知症サポーター養成講座修了者がボランティアとして参加する

### ■各施策における主な取組方針

#### ① 介護人材（訪問看護含む。）の確保（素案 P27～30）

介護人材の不足が続く中、今後ますます増加が見込まれる介護サービス量に対し、看護職を含めた介護人材の確保は、喫緊の課題と考えられます。介護職だけにとどまらない幅広い人材に介護の現場を担ってもらえる仕組みづくりに取り組んでいきます。

#### ② 地域包括支援センターの相談機能強化（素案 P31～39）

地域共生社会の実現のため、令和6（2024）年度から重層的支援体制整備事業を開始することに伴い、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を強化するため、障害分野や児童福祉分野など他分野との顔の見える関係性を構築し、連携しながら、地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

#### ③ 複合的な在宅サービスの整備推進（素案 P40～75）

介護保険制度における保険給付（サービス）には、要介護認定者を対象とした「介護給付」と要支援者を対象とした「予防給付」の2種類がありますが、保険給付に係る各種サービスの概要及び第9期計画期間における各種サービスの見込量を示しております。

第9期計画期間においては、在宅において、医療・介護・生活支援サービスを組み合わせる効果的かつ効率的なサービスを提供すること、また認知症の方及び介護者が地域において安心して日常生活を営むことが出来るようにするため、市内に看護小規模多機能型居宅介護事業所を2施設、また、認知対応型通所介護事業所を1施設の整備を計画します。

#### ④ 在宅医療・介護連携推進（素案 P76～80）

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことが出来るよう、在宅医療等と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の協力を推進し、包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供のための体制整備を行う事業です。

市が中心となり、市医師会や市歯科医師会、各介護事業所連絡会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制を図り、在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築に向け、連携における課題の解決のための協議や事業を展開していきます。

また、市医師会に委託して設置している在宅医療・介護連携推進センターでは、専門職のコーディネーターを配置し、高齢者本人、家族、介護保険事業所職員等からの在宅における療養生活に対する相談や、医療関係者と介護関係者の連絡調整、地域の医療機関や介護事業所の紹介、医療・介護等の関係者への研修、及び市民に対する在宅医療・介護に関する情報の広報活動等を行っております。

#### ⑤ 認知症ケア体制の充実（素案 P81～90）

高齢化の進展により、認知症の方は増加すると予測されており、本市の 65 才以上の認知症患者数は令和 12（2030）年には約 5,900 人、令和 22（2040）年には約 6,300 人と推計されます。

今後は、令和 5（2023）年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき策定される国の「認知症施策推進基本計画」を踏まえつつ、認知症の内容及び家族等の意見をヒアリングする機会を設け、「共生（住み慣れた地域で暮らし続けること）」と「予防（認知症になることを遅らせる、進行を穏やかにする）」を車の両輪として、他的高齢者福祉施設とも関連をもたせながら積極的に推進していきます。

#### ⑥ 高齢者の保護及び権利擁護（素案 P91～96）

高齢者への虐待は、その背景や原因の複雑さ、対応の困難さなどから深刻な問題となっており、高齢者の尊厳を保持するための対策が急務となっており、また虐待に足る要因が重なれば重なるほど深刻化しやすく、解決も困難になると考えられます。

また、認知症などより日常生活の判断に不安を感じる高齢者も増加していることから、これらの方々の権利擁護を図ることは、これまで以上に重要性が増しています。高齢者がし見慣れた地域で、安心して自立した生活を送るためには、互助としての地域でも見守りや、公助としての各種福祉サービスの提供、金銭管理の援助等により、重層的な支援を行っていく必要があります。

高齢者の尊厳を確保し、かつ、安心した生活に寄与することができるよう、虐待対策及び権利擁護体制の充実に努めます。

#### ⑦ ひとり暮らし高齢者等安心・安全な日常生活の支援（素案 P98～110）

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している状況を踏まえた支援体制の整備やサービスの充実が重要となります。市では、ひとり暮らしの高齢者等の実態把握、地域における見守りや支え合いの推進の他、安否確認サービスなど様々な事業の実施を通じて、高齢者の在宅での生活を支援し、高齢者の安心・安全確保に繋がります。

#### ⑧ さまざまな担い手による日常生活を支援する体制の整備（素案 P111～118）

高齢化が急速に進展し、支援を必要とする高齢者が今後増加する中で、地域やボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体や元気な高齢者が、地域社会の担い手として就業や地域活動等に積極的に参加してもらうことが期待されます。

このため、就業やボランティア等の多様な社会参加の場や機会を提供することで、高齢者自らが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

#### ⑨ 重層的支援体制整備（地域共生社会推進）（素案 P119）

重層的支援体制整備事業は、属性や世代を問わない包括的な相談支援を実施するもので、特に高齢者本人に限らず家族を含め、世帯に対して包括的支援を行ってきた地域包括支援センターは、今後はヤングケアラー等を把握し、適切な関係機関や支援に繋ぐなど、家族介護支援により一層取り組むことが重要です。

また、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の強化のため、障害分野や児童福祉分野など他分野の連携促進し、関係者同士の顔の見える関係構築に加え、多職種で支援方針等を検討する重層的支援会議等の積極的な活用を図ります。さらに、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、地域で誰でも一緒に参加できる介護予防事業を、重層的支援体制整備事業の一部として実施していきます。

## (2) 基本目標2 健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護を必要とする人を抑制する。

### ■重点目標

令和8年度に要介護・要支援認定率を15.1%以下にする。

### ■重点事業

#### 目標：各種検診の受診促進の強化

具体的な目標：行田市国民健康保険保健事業実施計画、行田市健康増進・食育推進計画にて実施

#### 目標：高齢者保健事業と介護予防の一体的事業の推進

具体的な目標：令和6年度は5圏域の日常生活圏域のうち2圏域で健康状態不明者を対象としたハイリスクアプローチと通いの場を活用した栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施

#### 目標：通いの場（通える場）での介護予防活動を拡大する

具体的な目標：ご近所型介護予防事業（100歳体操、リズム体操等の運動を組み合わせたもの）

令和5年度 14か所 → 令和8年度 30か所（1年度に6か所ずつの増）

具体的な目標：住民主体の介護予防に資する活動（文化、スポーツ、レクリエーション等）の場を市内120か所以上維持する

具体的な目標：通いの場への移動手段を創設し、通える環境を整備する

### ■各施策における主な取組方針

#### ① 健康づくりと介護予防（素案 P122～128）

生活の質を出来るだけ維持し、健康で自立した生活を送るためには、いわゆる『健康寿命（健康で活動的に暮らせる期間）』を延ばすことが重要です。

要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的として、健診（検診）や健康教育などの保健事業の積極的な利用を心がけるほか、食事・運動・休養に関する工夫・改善に取り組んでいけるよう、各種保健事業に取り組んでいきます。

#### ② 介護予防・日常生活支援総合事業の充実（素案 P129～140）

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うもので、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成されています。

介護予防・生活支援サービスは、要支援認定者及び軽度の機能低下が見られる「事業対象者」に提供されるサービスで、一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方を対象とする介護予防サービスです。

今後も、それぞれの事業の特性を十分考慮した上で、早期の支援等により、被保険者の介護予防・重度化防止の浸透を図るとともに、既存の社会資源や福祉サービスとの整合性を図りつつ、事業の効果的な実施と、住民やNPOなど多様な団体等によるサービスの創設、実施を進めていきます。

また、地域住民が実施主体となる「通いの場」を拡充するとともに、「通いの場」に通える環境と整え、地域における身近な介護予防の拠点として、住民自らが介護予防・重度化防止に取り組むことが出来るよう努めます。

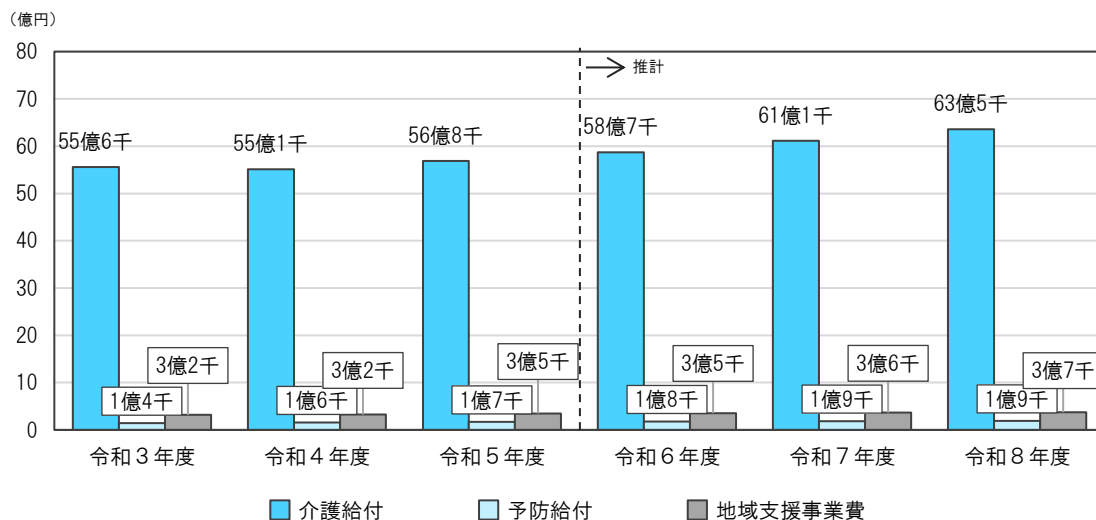
#### ③ 高齢者の生きがいづくり等（素案 P142～147）

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、地域に参加することを通じて自分らしさを発揮したり、生きがいを感じたりすることができる社会であることが必要です。さらに地域とより深くかわるためには、地域での役割を担うなど、地域社会に貢献できるような関わり方を持つことが大切です。

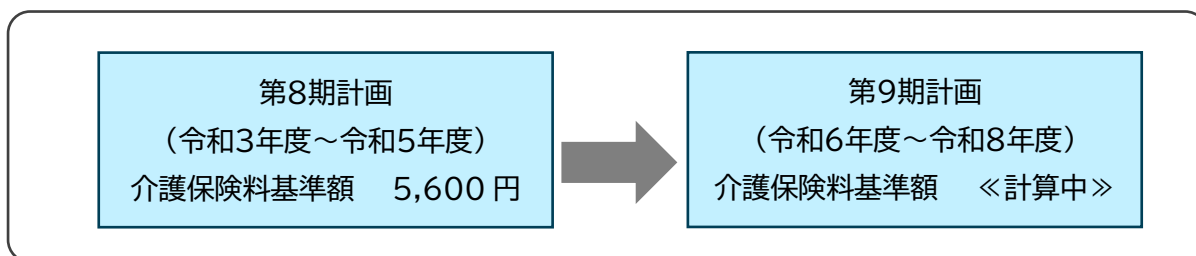
高齢者が自分らしさを発揮できる場、自分らしさを持つための学びの機会、地域で役割を持つための機会づくりなどを推進していきます。

## 7 保険給付費等の実績・推計

介護保険サービス量の利用実績や地域支援事業の実績、要介護・要支援認定者数の推計などから、本計画期間の介護保険サービスの利用量等を見込んだ結果、介護給付費、予防給付費、地域支援事業費は以下のように推計されます。



令和6年度から令和8年度の見込額を合計し、第1号被保険者の負担割合や第1号被保険者数で勘案すると、介護保険料基準額は以下ようになります。



## 行田市高齢者いきいき安心元気プラン

第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
【概要版】【パブリックコメント】

令和6年 月発行  
編集／行田市健康福祉部高齢者福祉課  
〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5  
TEL 048-556-1111 FAX 048-564-3770